

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

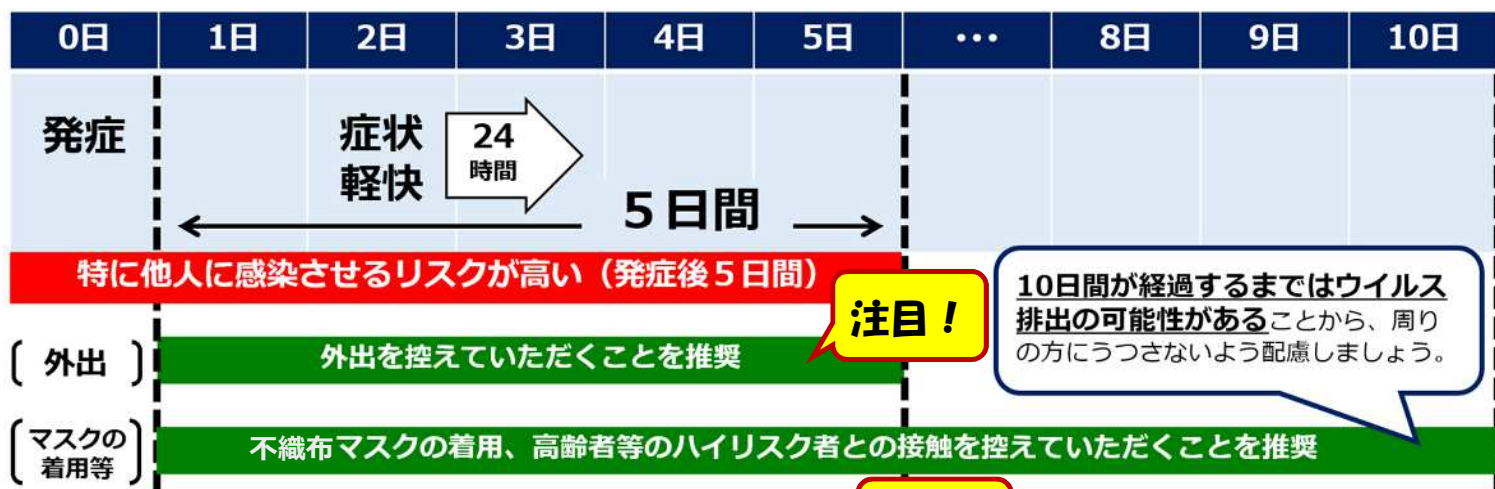
療養の目安

陽性者や濃厚接触者に対する感染症法に基づく外出自粛要請はありません。
外出を控えるかどうかは、個人の判断となります。

注目!

- 個人の判断にあたっては、<療養の目安>を参考にしてください。
- 出勤や登校については、勤務先や学校にご相談ください。

<療養の目安> 発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過



注目!

10日間が経過するまではウイルス排出の可能性があることから、周りの方にうつさないよう配慮しましょう。

同居の家族等が新型コロナにかかったら

注目!

- 患者の濃厚接触者として特定されることはなく、感染症法に基づき外出自粛を要請することはありません。
- 外出する場合は、新型コロナにかかった方の発症後5日間はご自身の体調に注意しましょう。
- 7日目までは発症する可能性があります。この間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的な感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等のハイリスク者との接触を控える等の配慮をしましょう。

発熱時などの受診相談等

受診を希望される場合は、かかりつけ医等の医療機関に事前連絡のうえ受診をお願いします。
治療や療養が終わった後、体調に不安がある場合は、入院していた医療機関やかかりつけ医等の医療機関に相談しましょう。

※しまね新型コロナウイルス感染症健康相談コールセンターは、令和6年3月31日で終了しました。

医療費負担

医療費の自己負担割合に応じた通常の窓口負担になります。

(高額療養費制度による自己負担限度額の適用があります)

※医療費にかかる公費支援は令和6年3月31日で終了しました。



医療情報ネット



在宅当番医
休日診療所等